

平成24年5月
堺市

予定価格の算定方法について（お知らせ）

本市において行う建設工事及び建設工事に関連する委託業務等に係る予定価格については、設計金額に基づき、下記のとおり、算定しています。

なお、本文中の予定価格及び設計金額で「(税込み)」と記載していないものは、税抜きを金額を表します。

記

1 予定価格の算定方法

設計金額（税込み）が250万円を超える建設工事及び100万円を超える建設工事に関連する委託業務等については、設計金額を予定価格とする。

2 備考

（1）平成24年4月1日以降に発注する案件から適用する。

（2）設計金額とは、設計書、仕様書等により算定された工事価格又は業務価格のことをいう。